

注 意 事 項 等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道庁市県民税（住民税・森林所得税（国税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合には提出した用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみ場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
8		617-0000		向日市寺戸町中野〇番地の〇		向日 〇〇	
向日 市町村長		令和 8 年 7 月 11 日		△△(株)		075-931-XXXX	
提出		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		123	
フリガナ		日向 〇〇		新		異動の事由	
氏名		日向 〇〇		姓		※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	
生年月日		元号 3 1 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日		特別徴収税額 (年税額)		異動年月日	
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		120,000		令和 8 年 7 月 1 日	
住所		向日市上植野町馬立〇番地		徴収済税額 (ア) 徴収済税額 (イ) 未徴収税額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分		異動後の未徴収税額の徴収方法	
住所		向日市上植野町馬立〇番地		6 月分から 7 月分まで 6 月分まで 5 月分まで		番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他	
住所		向日市上植野町馬立〇番地		10,000 110,000		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
住所		向日市上植野町馬立〇番地		120,000 10,000 110,000		7. その他の理由を右欄へ記入	
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）							
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		617 - XXXX		特別徴収指定番号		〇〇	
住所		長岡京市天神〇丁目〇番〇号		2010XXXX		新しい勤務先へは、	
フリガナ		〇〇(株)		法人番号		月割額 10,000 円 を 7 月分	
住所		〇〇(株)		3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6		(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
住所		〇〇(株)		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
住所		〇〇(株)		受給者番号		納入書の要否	
住所		〇〇(株)		番号を記入 ① 必要 ② 不要		(新規の場合のみ記載)	
② 転勤先で特別徴収を継続する場合 は「新しい勤務先 (特別徴収義務者)」の欄に 必要事項を記入してください。							
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）							
番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。							
1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。							
2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。							
3. 死亡による退職のため。							
市町村処理欄							
A B C D E F							
G H I J K L							